

# 公 示

## 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の 申請事案の審査基準

制 定 平成18年 9月29日 九運公第12号  
一部改正 平成19年 3月30日 九運公第85号  
一部改正 平成21年11月26日 九運公第71号

一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）経営許可申請の審査について、道路運送法第6条（昭和26年法律第183号）の規定に係る審査基準を、下記のとおり定めたので公示する。

平成18年10月 1 日

九州運輸局長 大黒 伊勢夫

福祉輸送事業限定の申請については、平成18年10月 1 日付公示「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請事案の審査基準」1.(2)～(3)・(5)～(12)及び2.～8を準用する外は、以下の通りとする。

### 1. 福祉限定許可の対象となる福祉輸送サービスの範囲

#### (1) 福祉輸送サービスの対象となる旅客の範囲

福祉輸送サービスの対象となる旅客の範囲は、以下の ～ に掲げる者（以下「要介護者等」という。）及びその付添人とする。

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者

介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者

上記 ～ に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等により単独での移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者

消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者

#### (2) 福祉輸送サービスに使用する事業用自動車

福祉輸送サービスに使用する事業用自動車（以下「福祉輸送自動車」という。）

は、以下の ・ に掲げる自動車とする。

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年国土交通省令第86号）による改正後の道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第51条の3第1項第8号に規定する福祉自動車（車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車。以下「福祉自動車」という。）

によらず、セダン型等の一般車両を使用する場合にあっては、2.(2)に規定する要件を満たした者が乗務する自動車

## 2. 福祉輸送自動車に乗務する運転者等

(1) 福祉輸送自動車のうち、福祉自動車に乗務する者は、以下の ~ のいずれかの要件を満たすよう努めなければならない。

社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修（以下「ケア輸送サービス従事者研修」という。）を修了していること。

財団法人全国福祉輸送サービス協会が実施する福祉タクシー乗務員研修を修了していること。

介護福祉士の資格を有していること。

訪問介護員の資格を有していること。

サービス介助士の資格を有していること。

(2) 福祉輸送自動車のうち、福祉自動車以外のセダン型等の一般車両に乗務する者は、以下の ~ のいずれかの要件を満たさなければならない。

ケア輸送サービス従事者研修を修了していること。

介護福祉士の資格を有していること。

訪問介護員の資格を有していること。

居宅介護従業者の資格を有していること。

## 3. 営業区域

(1) 原則として、都道府県単位とする。

ただし、都道府県の境界に接する市町村に営業所を設置する場合にあっては、山岳、河川、海峡等地形・地勢的要因による隔たりがなく、経済事情等に鑑み同一地域と認められる隣接都道府県の隣接する市町村（政令指定都市にあっては区をいう。以下「隣接市町村」という。）であって、九州運輸局長が適当と認める場合には、隣接市町村を含む区域を営業区域とすることができる。

なお、隣接市町村を含む区域を設定した後に、合併等により、当該市町村の区域が変更された場合は、従前の区域を営業区域とする。

(2) 営業区域内（(1)ただし書きによる隣接市町村の区域を除く。）に営業所を設置するものであること。

なお、複数の営業区域を有するものにあつては、それぞれの営業区域内にあること。

#### 4．最低車両数

(1) 1 営業所に 1 両以上の事業用自動車を配置するものであること。

#### 5．許可に付する条件

許可に当たっては、以下の条件を付するものとする。

##### (1) 輸送する旅客の範囲

輸送する旅客の範囲は、以下の ~ に掲げる者及びその付添人に限る。

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者

介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者

上記 ~ に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等単独での移動が困難な者であつて、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者

消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者

##### (2) 輸送に使用する事業用自動車は、以下に掲げるものに限る。

道路運送法施行規則第 51 条の 3 第 1 項第 8 号に規定する福祉自動車

以下の (イ) ~ (ニ) のいずれかの要件を満たした者が乗務する福祉自動車以外のセダン型等の一般車両

(イ) ケア輸送サービス従事者研修を修了していること。

(ロ) 介護福祉士の資格を有していること。

(ハ) 訪問介護員の資格を有していること。

(ニ) 居宅介護従業者の資格を有していること。

##### (3) 運送の引受けを営業所において行う輸送に限る。

##### (4) 輸送に使用する事業用自動車には、次による表示を行うこと。

1．事業者の氏名、名称又は記号

2．「福祉輸送車両」及び「限定」の文字

3．1．及び 2．の文字は、大きさ縦横 50 ミリメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、事業用自動車の側面両側に外部より見やすいように表示する。

#### 6．事業計画の変更の認可に付す条件及び期限

隣接市町村を営業区域とする事業計画の変更の認可に当たっては、以下の条件及び期

限を付すものとする。

- (1) 隣接市町村の区域に係る輸送は、隣接市町村に接する都道府県の境界に接する市町村に所在する営業所において運送の引受けを行うものに限る。
- (2) 期限は認可後2年間とする。

#### 7. 既に一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている者が新たに福祉輸送サービスを行おうとする場合の取扱い

既に一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている者が、新たに福祉輸送自動車を配置して、福祉輸送サービスを行おうとする場合の事業計画変更の取扱いについては、別紙に掲げる増車する福祉輸送自動車を配置する位置及び増車する福祉輸送自動車による福祉輸送サービスに係る営業区域の別ごとに、それぞれ別紙に定める必要な手続きを行わせるものとし、本基準の定めるところに準じて審査等を行うものとする。  
なお、輸送に使用する事業用自動車には、次による表示を行うこと。

1. 事業者の氏名、名称又は記号
2. 「福祉輸送車両」の文字
3. 1. 及び2. の文字は、大きさ縦横50ミリメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、事業用自動車の側面両側に外部より見やすいように表示する。

#### 8. 申請時期等

##### (1) 申請時期

許可の申請は、随時受け付けるものとする。

許可に付した条件の変更若しくは解除又は期限の延長の申請は、随時受け付けるものとする。ただし、条件の解除は、道路運送法第8条の緊急調整地域に指定されている地域では行わない

##### (2) 処分時期

「一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画変更認可等に関する標準処理期間の設定について」(平成14年1月29日付九運公福第64号)にかかわらず、2ヶ月とする。

#### 附 則

1. 本処理方針は、平成18年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
1. 平成16年3月30日付け制定の「一般乗用旅客(患者等輸送事業)自動車運送事業経営許可申請事案の審査基準」は、平成18年9月30日限りで、廃止する。
1. 本処理方針は、平成19年4月2日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
1. 平成21年11月26日 九運公第71号は、平成21年12月1日以降に処分するものから適用する。

## 一般タクシー事業者が新たに福祉輸送サービスを行う場合に必要な手続き

増車する福祉輸送自動車を配置する位置		増車する福祉輸送自動車による福祉輸送サービスに係る営業区域	必要な手続き	備考
一般タクシーの既認可営業区域内	既認可営業所	一般タクシーの既認可営業区域と同一	増車に係る事業計画変更の事前届出[注1]	—
		都道府県単位まで拡大	営業区域の拡大に係る事業計画変更の認可(増車を含む)[注2]	拡大する営業区域が増車する福祉輸送自動車による福祉輸送サービスに限るものである旨を認可書に記載する。
		隣接市町村まで拡大	営業区域の拡大に係る事業計画変更の認可(増車を含む)[注2]	拡大する営業区域が増車する福祉輸送自動車による福祉輸送サービスに限るものである旨、隣接市町村の区域に係る輸送は、隣接市町村に接する都道府県の境界に接する市町村に所在する営業所において運送の引受けを行うものに限る旨及び期限は認可後2年間とする旨を認可書に記載する。
	新設する営業所	一般タクシーの営業区域と同一	営業所の新設に係る事業計画変更の認可(増車を含む)[注3]	—
		都道府県単位	営業区域の拡大及び営業所の新設に係る事業計画変更の認可(増車を含む)[注3]	拡大する営業区域が増車する福祉輸送自動車による福祉輸送サービスに限るものである旨を認可書に記載する。
		隣接市町村	営業区域の拡大及び営業所の新設に係る事業計画変更の認可(増車を含む)[注3]	拡大する営業区域が増車する福祉輸送自動車による福祉輸送サービスに限るものである旨、隣接市町村の区域に係る輸送は、隣接市町村に接する都道府県の境界に接する市町村に所在する営業所において運送の引受けを行うものに限る旨及び期限は認可後2年間とする旨を認可書に記載する。
一般タクシーの既認可営業区域外	—	営業区域の拡大及び営業所の新設に係る事業計画変更の認可(増車を含む)[注3]	拡大する営業区域が増車する福祉輸送自動車による福祉輸送サービスに限るものである旨を認可書に記載する。また、隣接市町村を営業区域とする場合は、隣接市町村の区域に係る輸送は、隣接市町村に接する都道府県の境界に接する市町村に所在する営業所において運送の引受けを行うものに限る旨及び期限は認可後2年間とする旨を認可書に記載する。	

[注1] 当該増車が自動車車庫の収容能力の増加を伴う場合には、当該自動車車庫の収容能力の増加と併せて認可が必要。

[注2] 当該増車が自動車車庫の収容能力の増加を伴う場合には、当該自動車車庫の収容能力の増加に係る事業計画変更の認可も必要。

[注3] 自動車車庫の新設に係る事業計画変更の認可も必要。

一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）における営業区域  
に隣接市町村を認める場合の細部取扱いについて

記

1．同一地域と認められる隣接市町村の判断

山岳、河川、海峡等地形・地勢的要因による隔たりがなく、経済事情等に鑑み同一地域と認められる隣接市町村の判断については、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び認可等の申請に関する審査基準」（平成14年1月30日付け九運公福第65号）の1．(1)営業区域の規定に基づく一般貸切旅客自動車運送事業における取扱いに準じて判断するものとする。

2．九州運輸局長が適当と認める場合は、次のいずれにも該当することとする。

- (1) 隣接市町村の長、学校、病院、福祉施設等の施設管理者等から、申請者に対し、隣接市町村の地域を発地又は着地とする要介護者等の輸送（既存の営業区域が発地又は着地となる場合を除く。）について、文書による要請があること。
- (2) 申請者が事業許可取得後3年以上経過していること。

3．申請方法等

(1) 事業計画の変更の認可の取扱い

隣接市町村を含む区域を営業区域とする場合は、事業規模の拡大に該当することから事業計画の変更の認可申請を行わせるものとする。

なお、申請者等が「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請事案の審査基準」（平成18年9月29日付け九運公第11号）別紙2．(2)のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないことについて審査する。

(2) 運賃及び料金の適用

隣接市町村における運賃・料金は、隣接市町村の区域に係る輸送を引受ける営業所（福祉輸送事業限定の審査基準3．(1)の都道府県の境界に接する市町村に設置する営業所をいう。以下同じ。）の所在する地域において適用されている運賃・料金を適用するものとし、隣接市町村に係る運賃・料金の設定認可申請を行わせるものとする。

(3) 事案の経由

本件申請については、営業所の所在する土地を管轄する運輸支局等を経由して行わせるものとする。

4．事業計画の変更の認可に係る登録免許税

事業計画の変更の認可に係る営業区域が、地方運輸局の管轄区域を超える場合には、登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第1第125号（2）口の規定による登録免許税が課されることに留意すること。